

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年7月16日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の3件の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

- (1) 環境省が廃棄物処理法の基本方針に即して作成している「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠して「ごみ処理基本計画」を策定していない市町村に対して県が環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行う場合の必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）
- (2) 県が廃棄物処理法第6条第1項の規定に違反して「ごみ処理計画」を策定している市町村に対して、県が県の第一号法定受託事務として環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行う場合の法令に基づく必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）
- (3) 県が廃棄物処理法第6条の2第1項及び第2項の規定に違反して「ごみ処理事業」を行っている市町村に対して、県が県の第一号法定受託事務として環境省の「循環型社会形成推進交付金」を交付するための事務処理を行う場合の法令に基づく必須要件が分かる公文書（都道府県に対する環境省の通知、事務連絡等）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について、該当する公文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在による不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月8日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年12月21日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書不存在による不開示決定処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

環境省の「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」及び補助金適正化法第6条第1項の規定により、県は、環境省による交付金の交付が法令に違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査しなければならないこととなっているが、環境省が県と連携して交付金を交付している北中城村は審査請求人が県に対して公文書の開示請求を行っている市町村に該当しているため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

県は本件請求に該当する公文書を保有していないため、県が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

補助金適正化法、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領等には、審査請求人が求めている要件（「ごみ処理基本計画策定指針に準拠してごみ処理基本計画を策定していない市町村」、「廃棄物処理法第6条第1項の規定に違反してごみ処理計画を策定している市町村」及び「廃棄物処理法第6条の2第1項及び第2項の規定に違反してごみ処理事業を行っている市町村」に補助金を交付するための要件）は定められておらず、これらを判断する基準はない。

審査請求人は北中城村が循環型社会形成推進交付金の交付を受けていることを主張していると思われるが、北中城村は同交付金を受けるための要件となっている地域計画を浦添市及び中城村と共同で平成29年度に策定した後、一度も同交付金の交付を受けていない。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

- (1) 環境省は「ごみ処理基本計画策定指針」と「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」において、市町村は「ごみ処理基本計画」と「循環型社会形成推進地域計画」との整合性を確保する必要があるという基準を定めている。交付金要領等においては、市町村が作成する「循環型社会形成推進地域計画」は廃棄物処理法の基本方針に適合している必要があるという基準を定めている。したがって、環境省はこれらの基準に適合しない場合の基準も定めておかなければならないことになり、都道府県は環境省と連携してそれらの基準に基づいて事務処理を行わなければならないことになる。

県には廃棄物処理法の規定に従って県内の市町村に対して必要な技術的援助を与えることに努める責務があり、廃棄物処理法の基本方針に即して定めている「廃棄物処理計画」の達成に必要な措置を講じるように努める責務がある。

- (2) 浦添市と中城村及び北中城村は、「一部事務組合方式」から「事務委託方式」に変更し、「循環型社会形成推進交付金」を利用した広域施設の整備を行うことを前提に「ごみ処理の広域化」を推進している。事務処理上、浦添市が1市2村を代表して交付金の交付を受けているが、そのことをもって北中城村は一度も同交付

金の交付を受けていないと断言する弁明は不用意である。

- (3) 開示を求めている公文書を沖縄県が保有していない場合は、県は適正な事務処理を行うことができないことになる。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされ、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」では、市町村は、市町村の責務においてごみを管理し、適正な処理を確保するための基本となる「ごみ処理基本計画」の策定が求められている。

また、市町村が循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けるためには循環型社会形成推進地域計画の作成が必要となっており、県は交付金交付の申請があった場合は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び地域計画作成マニュアルに基づいて審査を行うこととなる。

さらに、交付金交付に係る審査内容を確認したところ、審査請求人が求める「第2 諮問の概要」の「1 公文書の開示請求」に記載の文書の存在は確認できなかった。

実施機関が本件請求文書に相当する文書を作成又は取得しておらず、これを保有していないとする上記説明に不合理・不自然な点はなく、審査会においても本件請求文書に相当する文書は存在しないことを確認した。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月21日	諮問書受理
令和4年4月27日	審議（第334回）
令和4年9月30日	審議（第338回）
令和4年11月2日	審議（第339回）
令和4年12月22日	審議（第340回）